

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪保育運動連絡会  
会 長 菅野 園子

## 保育所等における新型コロナウイルス緊急事態宣言に関わる緊急要望書

新型コロナウイルスの感染拡大がすすむなか、大阪府内の保育現場では、利用児童の健康を守るために職員たちが精神的にもギリギリの状態です懸命に保育を行ってきています。

このようななか、感染により山梨県で0歳児が重症、米国コネチカット州で生後6週間の乳児が亡くなるとの報道とともに、若年層の感染をめぐる中国の論文によると「年齢の低い子ども、特に乳幼児は新型コロナウイルスに弱い」と報道されています。\*1

また、日本小児科学会は公式サイトに「小児における症状や注意点に関するQ&A」を掲載し、その中で「子どもの感染者数は成人と比べると少ないですが、感染しやすさは成人と変わらないこともわかってきました」と説明しています。\*2

緊急事態宣言の対象となるほど感染拡大が加速化している大阪府内の保育現場において、感染を防ぐには密集した環境を改善する保育の提供規模の縮小（保育を受ける子どもの数の抑制）が必要であり、厚生労働省も市町村に検討を求めているところです。

この保育の規模縮小の対応について、現状では市町村や保育所等まかせとなっていることから内容は様々となっています。このため、大阪全体としてできる限り統一した対応となることが求められています。

つきましては、大阪府として府内市町村や関係機関と協力し、至急対策を講じていただきたく以下の項目について要望いたします。

### 記

1. 大阪府内の保育所等において、主に次の対応が、市町村または保育所等によって著しく異なることがないよう、大阪府として統一した対応方針を示すなど大阪全体でできる限り同様の対応がとられるよう役割をはたしてください。
  - ① 保育の提供規模を縮小する範囲をできる限り統一すること。また、合理的な理由がなく保育の提供を全て停止する保育所等がないよう指導すること。
  - ② 家庭保育により保育の規模縮小に協力する保護者に対して保育利用休止証明などを発行するとともに、所得補償などの支援を行うこと。
  - ③ 保育の規模縮小の場合の利用者負担額（給食費など）の取り扱いについて、保育所等によってできる限り不公平感が出ないよう、保育所等が保護者に合理的な説明を行うよう指導すること。
  - ④ 保育の規模縮小中であっても、できる限り通常の保育が行えるよう、そのあり方について考え方を示すとともに、外部からのクレームについては行政が対応すること。（市町村や保育所等によっては、市民からのクレームを理由に「散歩」（園外保育）を取りやめている事例があるが、子どもの成長発達の観点から合理的な理由もなく「散歩」を取りやめることは問題である。）
  - ⑤ いかなる事態にあっても、社会機能維持のために就業継続が必要な保護者や、特別な配慮が必要な保護者の子どもの保育の確保については、行政が責任を持って対応すること。
2. 保育所等の感染リスクを軽減し、確実な保育継続を行うために、次の対策を講じてください。
  - ① 各保育所等における感染症対策に必要な物品（消毒液、マスク、ペーパータオル等）を支給すること。
  - ② 保健所等の行政の公衆衛生部門において保育所等の相談に即応し、支援する体制を確立すること。

以上

\*1 上海の大学の研究チームが1月中旬から2月上旬に「感染確認」と「感染疑い」の18歳未満の子ども2143人を分析したところ、18歳未満の重症化率は約6%で成人より低い割合であるものの、年代別にみると年齢が低くなるにつれて重症化の割合が高くなることが確認されています。重症例の割合は1歳未満で10.6%、1～5歳で7.3%、6～10歳で4.2%、11～15歳で4.1%、16歳以上で3.0%。  
[http://news.tbs.co.jp/newseye/tbs\\_newseye3946532.htm?1586166710160](http://news.tbs.co.jp/newseye/tbs_newseye3946532.htm?1586166710160)

\*2 日本小児科学会「小児における症状や注意点に関するQ&A」 [http://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content\\_id=326...](http://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=326...)